

令和6年度 第6回福岡地方最低賃金審議会

資料目次

- 資料No.1 異議申出書（平和・労働・人権 北九州共闘センター）
- 資料No.2 令和6年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書（福岡県労働組合総連合）
- 資料No.3 2024年度福岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出（福岡県医療労働組合連合会）

2024年 8月 22日

福岡労働局
局長 小野寺 徳子 殿



平和・労働
北九州共闘セ
議長 竹内

異議申出書

さる8月9日、福岡地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会の目安より1円プラスして「51円」の引き上げで、時間額「992円」とする答申を行いました。しかし、以下のなかに挙げている理由で、今回の答申は著しく不相当であり、あらためて、審議のやり直しによる改定額の変更を求めると共に、いくつかの要求をします。

記

1、あらためて全国一律1500円の実現を求めます。

①今回の審議にあたっての、私たちの7月18日提出の意見書のなかでも述べていますが、1070円の時給額でも大変に困難な生活を強いられています。とても「健康で文化的な最低限の生活」とはいえないような状態です。

また、労働団体による最低生計費全国調査では、ほとんどが1500円以上（25歳単身者・賃貸ワンルーム居住、150時間換算）となっており、1600円以上も少なくありません。答申の時間額「992円」はあまりにも低すぎており、まともな生活を送ることはできず、最低賃金法の目的でもある「労働者の生活の安定」にも反します。審議をやり直し、全国一律1500円の実現を求めます。

②このような、最低限必要な賃金と現状の最低賃金の乖離が生じるのは、審議の基本が結果的には物価上昇の後追いに終わっていることと、労働組合などが取り組んでいる最低生計費にもとづく審議がなされていないからだといえます。このような状態では、都市部と地方の格差是正も、先進国並みの最低賃金も、政府のめざす経済の好循環も遠い先に追いやることとなります。そもそも、現在の最賃法9条に従った最低賃金決定方式では、このような社会的に期待されている最低賃金を生み出す仕組みになっておらず、その意味では新しい決定方式が求められていると考えます。

③全国一律最低賃金制は政権与党内部でも推進議連があるぐらい支持が広がっています。後でふれるように、使用者側も「これなら安心して最賃引き上げに賛成できる」とする国の政策とパッケージにして、国が責任を持って全国一律最低賃金制を提起すべきということを、福岡地方最低賃金審議会として公式に国に求めるべきです。

2、最低賃金引き上げのために、社会保険料の減免などの中小企業に対する直接支援策を求めます。

①すでに、いくつかの地方議会では最低賃金引き上げのために、中小企業に対して社会保険料の減免などの直接支援を求める意見書が出されています。また、現行の支援策に県独自の支援策を上乗せしている自治体もあります。最低賃金引き上げのために、社会保険料の減免などの中小企業に対する直接支援策を求めます。

②国が責任をもって中小企業直接支援策を講じる必要性を、福岡地方最低賃金審議会が、審議を踏まえて公式に表明することを求めます。

3、審議会や専門部会の議事録、次第、資料等の迅速な公開と、専門部会の全面公開を求めます。

①8月20日現在においても、ホームページ上では本審や専門部会に関する情報が一切公開されていません。7月5日の第1回目の本審の議事録、議事や資料の掲載さえありません。どのような理由があっただけで掲載されないのか明らかにしていただくことを求めます。

また、今回の「福岡地方最低賃金審議会の意見の公示」(8月9日付)についても、資料的に示されているのは審議会の意見の要旨のみで、審議会の答申文や付帯決議、専門部会の報告書、公益委員見解などは掲載されていません。これでは、実際に傍聴した者以外は、異議の申出をしようにも、判断材料になるものが、ほとんど得られないこととなります。

言うまでもありませんが、異議についての機会は、傍聴しても、傍聴していなくても、平等に与えられるべきで、その判断材料もまた平等に与えられるべきです。判断材料提供の手立てを欠いたままでは、決定に至るまでの手続きに大きな問題を残すことになるのではないのでしょうか。厳格な対応をお願いします。

②今回、専門部会については三者協議部分についてのみ公開という限定的措置ではありましたが、部会長のほうから二者協議の報告、あるいはその次の専門部会においても冒頭でおさらい的に前回の二者協議についての報告がなされた点は、今までよりも前進しており、評価します。

しかし、それでも不十分だと言わざるを得ません。専門部会の一部公開の理由は、いうまでもなく議論の透明化であり、プロセスを見せることによって納得感を与えようとするものですが、例えば、二者協議において労使それぞれの持ち出す数値に一定の根拠があるにしても、何故にそれが許容できるものなのかなどは不明であり、前後にどのようなやりとりや流れがあっただけで出されたのかも不明です。やはり、プロセスの一部、重要な部分が欠けています。

今回、専門部会の一部公開部分についての傍聴者は、大変穏やかに静視しており、指示にも従い、何も問題はなかったはずですが、全面公開に踏み切っても、懸念されることなどは皆無と言ってよいと考えますが、それでも懸念されることがあるなら、その理由を示していただくことをお願いします。専門部会の全面公開を求めます。

以上

2024年8月23日

厚生労働省
大臣 武見敬三様
福岡労働局
局長 小野寺徳子様
福岡地方最低賃金審議会
会長 丸谷浩介様



福岡県労働組合総連合
議長代行 三 苦 哲 士

令和6年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書

日頃より働く者の労働条件の改善・くらしの向上へのご尽力に敬意を表します。

さて、8月9日、福岡地方最低賃金審議会は最低賃金改定について、992円とする答申をおこないました。この改定額では、福岡県内で働く労働者が、健康で文化的な生活が営めるとは言えず遺憾です。

下記の通り、「福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し異議を申し出ます。

【異議申出の主旨】

福岡県労連では2017年に県労連に加盟する組合の労働者約3000人を対象に、手持財調査を実施し、その結果を「マーケットバスケット」方式によって最低生計費を算定し2018年に公表した。その後7年が経過し、消費税増税や物価高騰などを反映した最低生計費試算調査のアップデートを行った。調査結果では、25歳の一人暮らしの若者が憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」営むには、173.8時間換算で女性1,573円、男性1,533円、150時間換算で女性1,823円、男性1,777円が必要であることがわかった。これにより少なくとも最低賃金を1時間1,500円以上にすることを求める。

また、全労連に加盟する都道府県でも、時間給1,500円から1,700円、月額25万円、年収300万円程度が必要という調査結果が出ている。私たちはこうした調査結果を根拠として「全国一律最低賃金制度」を求める。

最低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰が大きなダメージを与えている。最賃で働く労働者の多くは同時に労働契約上の弱者でもある。2024年6月期では実質賃金が賞与支給により前年比でようやく上昇した報道されたが、最賃で働く労働者には賞与の支給は無く引き続き実質賃金は減ったままである。

何よりも食べることが最優先されるため食料品の値上がりは厳しい生活に追い打ちをかけている。農林水産省「食品価格動向調査」では、加工食品、野菜などの食料品の

値上がりが多い。加工食品は平年比で9.3%から23.6%増、野菜は-2%から44%増となっている。

今回の51円増は目安として出された992円に対してはわずか5.1%では、いのちを守り、健康で当間の生活を維持することは出来ない。私たちは早急に、最賃時給額1,500円以上の実現を求める。

この間、福岡県の最低賃金を1500円に改定する意見は労働者だけでなく、2024年5月現在で筑豊地域中心に県内17自治体議会で「最賃1500円を目指す」意見書が採択されていることを改めて強調する。住民の代表である自治体議会での採択は非常に重みがある。

また、「福岡県最低賃金は生活保護基準を下回らない」と答申されているが、労働時間も月150時間、年間1,800時間で計算すべきところ、祝日・夏季年末年始休暇を取らない労働時間の設定、生活保護受ける級地によらず加重平均とするなど、最低賃金を高くそして生活保護基準を低く見せている。

最低賃金は、当たり前に関しフルタイム勤務すれば、経済希望に見合う「普通の暮らし」ができる賃金でなければならない。最低賃金が生活保護水準を大きく超えるものでなければ勤労に対するインセンティブが生まれない。

以上の主旨から、福岡県労働組合総連合は、改めて公示額992円以上の改定となるように審議をして、少なくとも最低賃金全国単純平均時間給1,500円以上への引き上げを求めるとともに、「全国一律最低賃金制度」の法制化、中小企業・小規模事業所への支援の早期実現にむけた審議を求める。

記

1. 令和6年度の福岡県の最低賃金を1時間992円とすることに不服である。
2. 本年の福岡県の最低賃金を、福岡県労連が2024年に改定した「最低生計費試算調査」に基づき、少なくとも1,500円以上に改定するよう求める。
3. 時間額1,500円実現のため、中小企業・小規模事業所への直接的な支援策（社会保険料の減免、賃上げした企業への直接支援など）の審議を求める
4. 地域間格差解消のため、全国一律最低賃金制度の法制化を求める
5. 8月27日開催の審議会での意見発表を求める

以上

福岡県最低生計費試算調査結果（若年単身世帯）—2024年改訂版



2024年8月25日定期大会用

福岡県労働組合総連合（福岡県労連）

監修：中澤秀一（静岡県立大学短期大学部）

2024年版改定について

2024年春闘は、大企業で歴史的な引き上げと言われるなかで、物価高騰に追いついておらず、2年連続で実質賃金はマイナスとなっている。また、中小零細企業や非正規労働者では、大企業正規労働者ほどの賃上げは実現していないのが実情である。

今回、2018年に公表した最低生計費について再試算を行ったところ、普通の生活に必要な費用は税・社会保険料抜きで月額21万円前後であることが分かった（表1）。税や社会保険料を加味すると月額27万円ほどに達する。2024年版の最低生計費（税・社会保険料抜き）を2017年版（表2）と比較すると、15.6%上昇している（男女平均）。仮に、賃金がそれだけ上昇していなければ労働者の暮らし向きがより苦しくなったことを意味する。実際には、名目賃金は上昇どころか現金給与総額では下落しているのである。結局、実質賃金は2年連続でマイナスとなっている（ただし、6月の実質賃金は27か月ぶりにプラス転換している）。

2024年の最低賃金改定により、福岡県では10月より51円（5.4%）引き上げられ992円となる予定であるが、今回の改定結果では少なくとも時給1,500円以上、人間らしい労働時間も加味すれば時給1,700～1,800円レベルが必要であることが明らかになった。いまだ1,000円に届いていない福岡県の最低賃金額はあまりにも低い水準と言わざるを得ない。物価高騰は依然として続いており、労働者の暮らしを守るためにはそれに見合うように最低賃金の水準に引き上げられるべきである。8時間働いて普通に暮らすためには、時給額は少なくとも1,500円は必要である。この点に関しては、昨年に岸田首相は次なる最低賃金の目標として「2030年半ばまでに全国加重平均1,500円に引き上げ」を掲げており、この数字の妥当性を政府も認めていることになる。さらに、最低生計費に地域差がないことが、他地域の調査結果から明らかになっており、すみやかに全国一律最賃1,500円の実現が望まれる。

表1 福岡県福岡市若年単身世帯の最低生計費試算結果（2024年版改定）

自治体名		福岡市東区	
性別		男性	女性
最賃ランク		B	
消費支出		188,477	194,797
	食費	54,445	40,761
	住居費	40,000	40,000
	水道・光熱	8,589	10,215
	家具・家事用品	4,434	4,905
	被服・履物	7,343	8,966
	保健医療	1,228	3,920
	交通・通信	12,936	16,706
	教養・娯楽	34,425	36,608
	その他	25,077	32,717
非消費支出		59,221	59,221
予備費		18,800	19,400
最低生計費 (月額)	税抜	207,277	214,197
	税込	266,498	273,418
年額(税込)		3,197,981	3,281,021
必要最低賃金額A(173.8時間換算)		1,533	1,573
必要最低賃金額B(150時間換算)		1,777	1,823

(注1) 大卒後勤続3年目・賃貸ワンルームマンション・アパート(25㎡)に居住という条件で試算。

(注2) その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費(1ヶ月6,000円)を含む。

(注3) 非消費支出=所得税+住民税+社会保険料

2024 年最低生計費試算調査にあたって

福岡県労働組合総連合（福岡県労連）では、2017 年に最低生計費試算調査を実施し、福岡県福岡市に在住の 25 歳の一人暮らしの若者が普通の暮らしをするためには、男性＝月額 227,536 円、女性＝月額 236,621 円が必要であるという結果が得られた（表 2）。

表 2 福岡県福岡市若年単身世帯の最低生計費試算結果（2017 年）

自治体名		福岡市東区	
性別		男性	女性
最賃ランク		C	
消費支出		161,660	169,945
	食費	43,686	32,657
	住居費	32,000	32,000
	水道・光熱	7,722	9,184
	家具・家事用品	3,697	4,090
	被服・履物	7,108	8,681
	保健医療	1,168	3,729
	交通・通信	15,613	21,188
	教養・娯楽	24,739	25,191
	その他	25,927	33,225
非消費支出		49,776	49,776
予備費		16,100	16,900
最低生計費 (月額)	税抜	177,760	186,845
	税込	227,536	236,621
年額(税込)		2,730,432	2,839,452
必要最低賃金額 A (173.8 時間換算)		1,309	1,361
必要最低賃金額 B (150 時間換算)		1,517	1,577

表 1 と同じ

その後、約 7 年が経過し、その間に消費税の 10% への増税や 2022 年から始まる物価高騰など、国民の暮らしを直撃する出来事が起こり、それに見合った生計費試算の改定が必要となった。今回は、2024 年 5 月時点での若者の一人暮らしにかかる最低生計費の試算結果を報告するものである。以下、改定の内容について解説する。

1. 消費支出の物価変動について

・2017年から2024年5月にかけての物価変動を総務省統計局公表の「消費者物価指数」(CPI)を用いて分析し、係数を各費目に乗じた。

・なお、係数を乗じて調整した項目は、光熱水費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、通信費、教養娯楽耐久財費、教養娯楽用品、理美容品費、理美容サービス費。

2. 食費について (前回から24.7%増)

・2023年の総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、最も年間収入の低い第1五分位階層の100g当たりの消費単価を4つの食品群に分けてそれぞれ計算した(表2)。具体的には、「2023年家計調査年報」の品目別分類の各費目の購入数量および100グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた(ただし、嗜好品については、100kカロリー当たりの価格で算出)。なお、福岡市における2024年5月時点での食費の物価上昇率は、2023年平均に比べ2.7%増となっていることを考慮し、食費合計額に物価上昇分を加えている。

次に、女子栄養大学出版部『食品成分表2023 資料編』にもとづき、1日当たりの必要なカロリーを算出した(25歳男性1日当たり2650kカロリー、25歳女性1日当たり1950kカロリー)。また、「4つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成(1人1日当たりの重量=g)」(香川明夫:女子栄養大学教授監修)にもとづいて必要な栄養を満たすように、食費を試算。香川氏の試案にもとづきエネルギー必要量の1割は嗜好品でまかなうようにした。

表3 4つの食品群別にみた、100g当たりの消費単価

第1群		第2群			
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品		
31.10 円	49.99 円	194.89 円	20.45 円		
第3群		第4群			
野菜・海藻類	いも類	果物	穀類	砂糖	油脂
51.57 円	45.06 円	57.85 円	58.73 円	39.43 円	57.87 円

嗜好品(飲料・酒類)

100kカロリー当たり
88.59 円

なお、男女ともに、昼食のコンビニ弁当代は500円から600円に、飲み会の費用は3,000円から4,000円にそれぞれ引き上げている。

3. 家賃について（前回から 25.0%増）

・2024年版改定のために家賃相場の再調査をインターネットを用いて実施した(2024年5月時点)。具体的には、単身用住宅として、25㎡の民間賃貸アパート・マンション（ワンルーム or 1K、2階以上、エアコン付き）について、各都市にてインターネットにて家賃を調査した。結果は、以下の通り。

福岡市東区（九産大前駅、香椎駅周辺）

条件に該当するのは 859 件。最低は 30,000 円、最高は 76,000 円。4 万円台が最も多かった。全体の相場の下から 3 割に近い、40,000 円を住居費とした（共益費は月 2,000 円）。

4. クリーニング代（前回から 1.8%増）

・男性については、背広 2 着・礼服 1 着の計 3 着分のクリーニング代、女性については、ワンピース 2 着・フォーマドレス 1 着・オーバーコート 2 着の計 5 着分のクリーニング代を想定した（1 着 = 1,100 円）。

男性：1 着 1,100 円 * 3 / 12 = 月額 275 円 女性：1 着 1,100 円 * 5 / 12 = 月額 458 円

5. 交通費（前回から 1.7%増）

・通勤定期代として、香椎駅から博多駅まで 3 ヶ月定期 19,560 円、1 か月当たり 6,520 円とした。

6. 定額制コンテンツ（サブスクリプション）について（新たに追加）

・近年、映像や音楽などコンテンツの配信サービスは多くの若者が利用しており、2024年版では月額 3,000 円を計上した。

7. 日帰り行楽や旅行について（教養娯楽では前回から 42.3%増）

・近場の温泉施設や商業施設などに日帰りで遊びに行く頻度は、月に 1 回程度で 10,000 円を計上した。1 泊以上の旅行については、かかる費用は年間で男性 = 80,000 円、女性 = 100,000 円（前回は男女ともに 60,000 円）を計上した。

8. 冠婚葬祭について（前回から 50.0%減）

・コロナ禍の影響で結婚式に参加する頻度は低下しているとみて、冠婚葬祭にかかる費用は男性で年間 30,000 円、女性で年間 50,000 円とした（前回は男性 = 年間 60,000 円、女性 = 年間 100,000 円を計上）。

9. 理美容品費

・男性の理美容品として、化粧水と乳液を追加した。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
理美容用品（男性）				
ヘアードライヤー	2,130	6	1	30
電気カミソリ	1,160	6	1	16
歯ブラシ	83	1	12	83
かみそり	20	1	12	20
洗顔フォーム	213	1	12	213
シャンプー	459	1	12	459
リンス・コンディショナー	459	1	12	459
ボディーシャンプー	581	1	12	581
歯磨き	102	1	12	102

追加

化粧水	594	1	12	748
乳液	594	1	12	478
			小計	3,189円

10. 年収設定の改定について

・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）の結果に基づいて、若者（25歳、大卒、勤続3年目）の年収設定を以下のように改定した。なお、賃金の改定に伴い、労働組合費（賃金の1%に相当）も改定。（資料）令和5年「賃金構造基本統計調査」、福岡県、一般労働者

区分	企業規模計（10人以上）産業計 男女計							労働者数 （十人）
	年齢 （歳）	勤続 年数 （年）	所定内 実労働 時間数 （時間）	超過 実労働 時間数 （時間）	きまって 支給する 現金給与 額（千円）	所定内 給与額 （千円）	年間賞与 その他特 別給与額 （千円）	
20～24	22.9	2.0	165	12	243.1	219.4	348.4	9 738
25～29	27.5	3.8	166	14	273.7	244.6	599.1	12 960

年収設定

福岡県 23万円×14か月＝322万円

11. 非消費支出の再計算について

・年収設定の改定および各種社会保険の保険料の改定に伴い、2024年時点での非消費支出(所得税、住民税、厚生年金、協会けんぽ、雇用保険)の再計算を行った。

1) 所得税

4月分の給与を230,000円とすると、国税庁『令和6(2024)年分 源泉徴収税額表』より、4,550円。
これにボーナスに対する分(月額1,565円)を加算すると、6,115円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方(県民税=2%、市民税=8%)

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円~360万円未満のため、

給与所得=322万円 \div 4 \times 2.8-8万円=2,174,000円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,174,000円-(497,775円+43万円)=1,246,225円

市民税(税率8%)は、

1,246,225円 \times 8%=99,698円

県民税(同2%)は、

1,246,225円 \times 2% \div 2=24,924円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、99,698円-1,500円 \div 2=98,100円

県民税は、24,924円-1,000円 \div 2=23,900円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,000円
県民税	1,500円

*これらに加えて森林環境税(国税)1,000円が均等割額に加算される

したがって、住民税額(年額)は、98,100円+23,900円+3,000円+1,500円+1,000円=127,500円となり、1か月あたりでは10,625円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%(うち労働者分=9.15%)

→標準報酬月額240,000円では、21,960円が本人負担分

②協会けんぽ(福岡県)保険料率10.35%(うち労働者分=5.175%)

→標準報酬月額240,000円では、12,420円が本人負担分

③雇用保険料率(失業給付分)=1.55%(うち労働者分=0.6%)

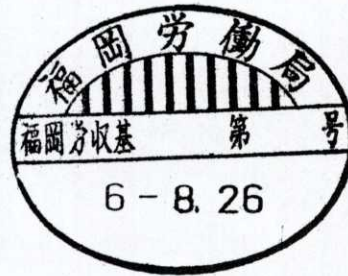
→月収を230,000円とすると、1,380円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、21,960円+12,420円+1,380円=35,760円となり、 \times 12ヶ月分=429,120円となる。

これにボーナス分68,655円を加えると497,775円となる(月あたり42,481円)。

2024年8月26日

福岡労働局長
小野寺 徳子 様



福岡県医療労働組合
執行委員長 團野
福岡市博多区博多駅前
BOIS 博多ビル
電話番号 092-401-2020

2024年度福岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月9日、福岡地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を51円引き上げ、992円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

福岡の最低賃金が3大都市圏より低いことと連動して、医療・介護・福祉従事者の賃金も、3大都市圏より相対的に低くなっています。

今回の答申は、目安を1円上積みとなっていますが、1円では何年たっても3大都市圏との格差が是正されません。九州の中心県・福岡が、全国平均にも届かない状況で、九州の人手不足は解消されるのでしょうか。引き続き人口は3大都市圏に流出していきます。

福岡労働局におかれては、この深刻な地域の実情を真摯に把握いただき、3大都市圏との格差是正が県民に実感されるような最低賃金にさせていただくよう切に要望します。

昨今の物価高の影響によって、特に収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしは、深刻な打撃を受けています。そういう中で、答申された金額よりも上積みすることは必須ではないでしょうか。

については、今年度の福岡県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8～9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上